

議会運営委員会記録

令和4年2月15日

(開会 午後1時31分)

委員長 : ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議には、当局より総務部長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

第93回2月通常会議、1の付議事件について、事務局から説明させます。

佐々木事務局長。

事務局長 : 1の付議事件について説明をいたします。

(1) 市長提案の議案は35件です。

内訳を申し上げます。

条例17件は、一部改正が17件です。

予算13件は、補正予算が1件、一般会計及び特別会計、公営企業会計の当初予算が12件です。

その他5件につきましては、財産の減額譲渡が1件、字の区域の変更が1件、市道路線の変更及び認定が1件、計画の変更が1件、総合整備計画の策定が1件です。

なお、4ページから5ページに議案件名表を添付しております。

詳細につきましては、この後、総務部長から説明をいただきます。

(2) の令和4年度施政方針につきましては、市長より、(3) 令和4年度教育委員会教育行政方針につきましては、教育長よりそれぞれ表明の申し出がございました。

(4) の請願でございますが、昨日正午までに受理した請願は3件で、件名、提出者及び紹介議員は記載の通りでございます。

3件とも、産業建設常任委員会の付託となります。

なお、その写しを17ページから20ページに添付しております。

付議事件等につきましては以上です。

委員長 : 次に、市長提出議案について、総務部長から説明願います。

鈴木総務部長。

総務部長：それでは、私から議案の概要を説明いたしますので、件名表をごらん願います。

議案第 5 号につきましては、一関市室根曲ろくふれあいセンター条例ほか 52 条例の使用料について、受益者負担の適正化、及び施設の利用形態ごとの料金の統一を図るなど、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 6 号は、国家公務員の育児休業等に関する制度改正に合わせ、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するなど、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 7 号は、公共施設の使用料の見直しに伴い、使用料を改定するとともに、利用実態に合わせ利用期間を変更するなど、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 8 号は、地方税法の改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額する規定を追加するなど、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 9 号は、本庁と千厩支所に設置している消費生活センターについて、本庁に集約するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 10 号は、令和 4 年 4 月に室根児童クラブを設置するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 11 号は、花と泉の公園のベゴニア館の改修に伴い、名称を変更するなど、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 12 号は、室根高原ふれあい牧場で行ってきた業務の見直し及び利用料金の限度額を改定するなど、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 13 号は、大久保工業団地の分譲地が完売したため、貸し付けの対象とする産業用地から大久保工業団地を削除し、また、整備を進めている真柴地区産業用地を貸し付けの対象とする産業用地に追加するなど、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 14 号は、公共施設の使用料の見直しに伴い、有機肥料センターの使用料を改定しようとするものであります。

議案第 15 号は、東山矢ノ森集会施設愛花夢館（あいかむかん）を廃止することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 16 号は、東日本大震災の被災者等に係る収入超過者の認定等の特例の追加など、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 17 号は、蘭梅山いこいの森公園を都市公園法に基づく都市公園にするため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 18 号は、消防団員の年額報酬及び出動報酬を引き上げるなど、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 19 号は、一関市消防団員の定数を現在の人口を踏まえた定数に改正しようとするものであります。

議案第 20 号は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、液化

石油ガス販売事業者認定申請手数料などを改定しようとするものであります。

議案第 21 号は、令和 5 年 4 月に藤沢地域の新沼小学校を藤沢小学校に統合するため、及び大東地域の中原中学校、大東中学校、興田中学校を統合して、新たに大東中学校を設置するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 22 号、令和 3 年度一関市一般会計補正予算（第 14 号）につきましては、農業近代化資金の融資に伴う利子補給について、3 月 1 日に予定される融資により、当初予算で議決をいただいた債務負担行為の限度額を上回る見込みとなったことから、債務負担行為の限度額を変更しようとするものであります。

なお、御説明しましたとおり 3 月 1 日に予定される融資の前に限度額を変更したいことから、これにつきましては先議でお願いしたいと考えているところであります。

次に、議案第 23 号から議案第 30 号までにつきましては、一般会計予算及び特別会計予算について定めようとするものであります。

議案第 31 号から議案第 34 号までは、水道事業会計予算、工業用水道事業会計予算、下水道事業会計予算及び病院事業会計予算について定めようとするものであります。

議案第 35 号は、花泉地域の上油田第二工業団地の団地内の土地を工業用の用地に供するため、平場を分譲価格で、のり面を無償で譲渡しようとするものであります。

議案第 36 号は、県営中山間地域総合整備事業市野々地区の施行に伴い、字の区域を変更しようとするものであります。

議案第 37 号は、山谷・矢ノ森線の変更、及び岩崎釜ノ沢 3 号線ほか 2 路線の認定をしようとするものであります。

議案第 38 号は、過疎地域持続的発展計画に、移住定住家賃補助金等を追加しようとするものであります。

議案第 39 号は、大東地域の中川辺地について、市道の整備を行うため、公共的施設の総合整備計画を策定しようとするものであります。

議案の概要については以上でございます。

また、市長から行政報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

委員長 : 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で質疑を終わります。

次に、2 の審議要領について、事務局から説明願います。

佐々木事務局長。

事務局長：2の審議要領の案について説明をいたします。

資料は2ページになります。

(1) 今通常会議の会議期間は、2月22日火曜日から3月17日木曜日までの24日間となります。

6ページをお開きください。

令和4年一関市議会定例会第93回2月通常会議日程表(案)でございます。

初日の2月22日火曜日は本会議、予算審査特別委員会を予定しております。

24日木曜日が代表質問、25日金曜日、翌週の28日月曜日の2日間が一般質問となります。

3月1日火曜日は休会となりますけれども、予算審査特別委員会総括質疑の通告締め切りとなっております、締め切り時間は正午となります。

3月4日金曜日、翌週の7日月曜日の2日間が、予算審査特別委員会の総括質疑となります。

8日火曜日と9日水曜日の2日間は、午前9時から予算審査特別委員会分科会となります。

10日木曜日から14日月曜日までの5日間は議案思考及び分科会記録作成、分科委員長報告書の調整のため休会となります。

なお、分科会の会議記録の送付につきましては、13日日曜日を予定しております、タブレットへの掲載とさせていただきます。

15日火曜日は午前10時から予算審査特別委員会を開会し、分科委員長報告を行います。

また、同日は質疑通告及び討論通告並びに発議案の提出の締め切りとなっております、締め切り時間は正午となります。

16日水曜日は午前10時から議会運営委員会を予定しております、追加議案及び最終日本会議の審議要領等について御協議をいただきます。

17日木曜日が最終日となり、本会議を予定しております。

以上が、2月通常会議の日程案となります。

次に、(2)代表質問、一般質問であります、通告に従いまして、代表質問は5名、一般質問は14名となります。

11ページから16ページに、各会派等から報告のありました質問者数報告書の写しを添付しております。

10ページの進行予定表をお開き願います。

質問の順番といたしましては、清和会、輝郷会、一関みらい、日本共産党一関市議団、一関市議会公明党、会派に属さない議員の順となります。

1日目は代表質問のみとなります。

1日目の2月24日木曜日は5名を予定しまして、終了を午後3時10分と見込ん

でおります。

2日目、3日目は一般質問となります。

2日目の2月25日金曜日は7名を予定しまして、終了は午後5時15分、3日目の2月28日月曜日も7名を予定いたしまして、終了を午後5時15分と見込んでおります。

なお、タブレットに、一般質問通告書一覧を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

2ページに戻っていただきまして、(3)先議案であります議案第22号は、初日の審議となります。

先議案以外の議案であります議案第5号から第7号、第9号、第10号、第12号から第15号、第17号、第19号、第35号から第37号の14件につきましては、初日の本会議で上程し、提案理由及び補足説明を求めた後、委員会付託を省略し、最終日の3月17日に再上程し審議を行います。

(4)令和4年度当初予算及び関連議案であります議案第8号、第11号、第16号、第18号、第20号、第21号、第23号から第34号、第38号、第39号の20件は、初日に上程し提案理由の説明を求めた後、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することになります。

予算審査特別委員会の設置についてであります。ア、特別委員会を2月20日火曜日の本会議初日終了後に開催し、正副委員長の互選を行い、3月15日火曜日までに審査を終えるものといたします。

イ、総括質疑は、3月4日金曜日、7日月曜日の2日間となります。

質疑時間は、質疑、答弁を含め35分以内となります。

ウ、総括質疑の通告締め切りは3月1日火曜日の正午となります。

エ、総括質疑終了後、常任委員会単位の分科会を設置し、所管に係る審査を行います。分科会での採決は行いません。

次に3ページ、オ、最終日の3月11日木曜日の本会議における特別委員長報告に対する質疑は省略するものといたします。

(5) 請願につきましては、本日以降、3月15日正午までに提出があったものにつきましては、最終日に所管の常任委員会に付託となります。

(6) 最終日に再上程される14件の議案に対する質疑及び討論通告、並びに発議案提出の締め切りは3月15日火曜日の正午となりますので、質疑、討論通告、発議案を提出される議員におかれましては、それまでをお願いいたします。

なお、発議は3月16日水曜日の議会運営委員会でお示しすることになりますことから、発議に対し討論をされる場合は、同日16日の午後4時までに通告をお願いいたします。

次に8ページ、第93回2月通常会議議事日程第1号(案)をごらん願います。

開会后、諸般の報告を行います。

議事に入りまして、日程第1、会議録署名議員の指名であります。2月通常会

議は4名で、8番菅原行奈議員、9番門馬功議員、17番小山雄幸議員、18番千田恭平議員となります。

日程第2、会議期間の決定であります。2月22日から3月17日までの24日間としてお諮りをいたします。

日程第3、請願の委員会付託です。

請願につきましては、所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第4、議案第22号は先議案ですので、提案理由の説明及び補足説明を求め、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、採決を行います。

日程第5、市長より施政方針の表明があります。

なお、施政方針の全文については、表明の後、当日中にタブレットに掲載する予定としております。

日程第6、教育長より教育委員会教育行政方針の表明があります。

全文は既にタブレットに掲載しております。

日程第7、議案第8号から日程第26、議案第39号までの20件を一括議題とし、提案理由の説明の後、議長発議で、議長を除く25名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

日程第27、議案第5号から日程第40、議案第37号までの14件は、初日に上程し、提案理由の説明及び補足説明を行い、委員会付託を省略し、審議を一旦中断いたしまして、最終日に再上程するものです。

まず、日程第27、議案第5号から日程第37、議案第19号まで、以上11件を一括議題といたします。

次に、日程第38、議案第35号から日程第40、議案第37号まで、以上3件を一括議題とします。

以上が、議事日程第1号の案でございます。

また、議案の相手方を記載した除斥対象確認の資料を紙でお配りしておりますので、議員各位におかれましては御確認をお願いいたします。

本委員会終了後、除斥の確認につきましては、この場にいらっしゃらない議員につきましては、本日お集まりになりますので、個別にお配りをいたします。

除斥の対象となる場合は、2月18日金曜日の正午までに議会事務局へ申し出をお願いいたします。

なお、除斥対象者があった場合、その議案につきましては個別議案となりますので、日程の変更がある場合がございますので、審議要領の変更につきましては、議長に御一任いただきたいと思います。

最後に、予算審査特別委員会分科会につきましては、昨年の予算審査特別委員会分科会と同様に、委員会室に入る職員の数を極力減らすために、委員会室にカメラを設置いたしまして、各部長室のモニターで、分科会の様子を把握できるようにする予定となっております。

必要の都度、連絡員として職員が入りいたしますので、よろしくをお願いいたし

ます。

審議要領につきましては、以上でございます。
よろしくお願いたします。

委員長：質疑を行います。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で質疑を終わります。

審議要領については、ただいまの説明のとおりとすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、ただいまの説明のとおり運営することといたします。
鈴木総務部長には、お忙しいところ御出席いただきありがとうございます。

(総務部長退席)

委員長：次に、3その他に入ります。

令和4年度議会費予算の概要について、事務局より説明願います。
佐々木事務局長。

事務局長：それでは、令和4年度議会費予算の概要についてでございますけれども、予算につきましては、ほぼ例年と同様ということで要求をしているものでございます。

ただ、減額のところがたくさんあるわけですが、これにつきましては、令和3年10月の改選に伴いまして、例年になく予算計上があった分を例年ベースに戻したものでございます。

例えば、新人議員の研修費ですとか、議会議員必携などの図書費、また被服費などとなっております。

それから、報酬とか旅費の減につきましては、定数4人減によるところでございます。

それから、増額になっているところが一部ございますが、全国市議会議長会の委員会出席の旅費につきましては、令和4年度は議長が産業建設委員会に属することになっておりまして、そういった出張旅費を若干ふやしている部分と、それから、特別委員会ですとか常任委員会の開催増、これまでの実績で開催増に伴う費用弁償の増額を行っております。

それから、令和4年度は議長車のリース期間が満了になりますので、次の議長車

のリース料ということで若干ふやして予算を取っております。
概要につきましては、以上でございます。

委員長：質疑を行います。
千葉委員。

千葉委員：社会保険料について、これは旧議員年金給付に係る総務省通知による負担率変更のため、33.6%から32.2%に減額されているのだけれども、内容について説明をお願いします。

委員長：佐々木事務局長。

事務局長：率の減につきましては、全国市議会議長会から示された率なので、なぜ減ったかというところは詳しくはわからないのですが、これにつきましては旧議員年金、結局、既にもらっていたりしゃる方々の議員年金を捻出するために、納めているものでございまして、今の議員には議員年金がないのですが、前からもらっていた方々の部分ということになります。

新しくもらい始める方というのは、その制度がある時に議員だった方ということで、そのあとから議員になられた方というのは給付がないわけですから、そういったわけでこれをもらっていく方が減っているのではないかというように思っているところです。

委員長：千葉委員。

千葉委員：大体わかりましたが、743万円減っているということは、大きいですね。
何人くらいもらっているのですか。

委員長：佐々木事務局長。

事務局長：ちょっと全国で何人が給付されているかは今手元に資料がないのですが、社会保険料の減額分が743万ということで、これにつきましては、先ほど申し上げた33.6%から32.2%に減になった分と、議員が4人減った分というのがありますので、36万円掛ける12カ月の4人分が減になるので、そこが大きいところかなと思います。

委員長：そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で質疑を終わります。

本日の委員会の協議事項は以上ですが、ほかに委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

ここで、特に委員外議員からの発言を許したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、委員外議員の発言を受けます。

武田議員。

武田議員 : このように重い予算書等を今回いただきましたが、前回、パソコンの持ち込みを特別に認めていただいたりとかということで、ペーパーレスに一步、協力したかなと思ったのですが、これは改革のほうの取り組みだったか、そこに私は席がありませんので、お尋ねいたしますが、これは先々どうなっていくのでしょうか。

今の委員会の話もそうですが、当局も既にパソコンで対応しています。

委員長 : 佐々木事務局長。

事務局長 : 改革のほうの議会運営委員会で、その予算、決算に関するものは、厚さもあるのということで、今までどおり紙でという結論になったと思いました。

結局、ページを開いて見るのも、なかなかタブレットだと大変だということもあろうかと思しますので、今までどおり、予算と決算に関連する議案につきましては、紙でお配りするというような結論になっていたと思います。

岩手県内の事務局長会議でも話題になったことがあるのですが、やはり県内でも、予算書、決算書については、紙で配っているところが多いようです。

委員長 : ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ありませんので、その他を終わります。

以上で、予定した案件の協議が終わりました。

本日の協議事項につきましては、各会派等へお持ち帰りの上、報告願います。

また、追加議案等についての委員会は3月16日水曜日、午前10時に開催する予定ですが、追加提出議案の説明のため、総務部長の出席を求めることにいたしますので御了承願います。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 午後2時01分)